

## 理事会の議決事項

### 特定非営利活動法人山形県サッカー協会細則

令和6（2024）年3月20日改定

- 第1条 本細則は、特定非営利活動法人山形県サッカー協会（以下、「YFA」という。）定款第56条に基づき、YFAの運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 YFAは、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「JFA」という。）加盟団体規則第1節第2条に基づく法人であり、JFAが定める倫理規範、関連規則、懲罰規程を遵守しなければならない。
- 第3条 定款第7条に基づく入会申込書は、別紙「様式第1号」のとおりとする。
- 第4条 定款第10条に基づく退会届は、別紙「様式第2号」のとおりとする。
- 第5条 定款第13条の役員は正会員の中の個人から選任する。
- 第6条 定款第13条第1項第1号の理事の構成は以下のとおりとする。
- (1) 地区協会（3名×6地区）18名以内。
  - (2) 専門委員会（1名×6委員会）6名以内。
  - (3) 種別委員会（1名×8委員会）8名以内。
  - (4) 連盟及びリーグ（1名×10連盟等）10名以内。
  - (5) 学識経験者 若干名で理事会が推挙する者。
- 第7条 定款第13条の役員は、その就任時に、会長・副会長及び監事は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。
- 第8条 定款第13条第2項の常務理事の役割分担は以下のとおりとする。
- (1) 総務担当
  - (2) 事業担当
  - (3) 特別事業担当
  - (4) 財務担当
  - (5) 普及・育成・強化担当
  - (6) 事務局担当
  - (7) 特命担当
- 第9条 定款第13条第2項の専務理事及び常務理事により、常務理事会を構成する。なお、常務理事会の審議には、常務理事以外の理事、又はその他の者を出席させることができる。

2 常務理事会は、理事会に付議する事項を審議するほか、緊急の処理が求められる案件について審議、決定する。

第10条 YFAには、必要に応じて、以下の専門委員会を設置することができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 技術委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 医学委員会
- (5) 施設委員会
- (6) マッチコミッショナー委員会

第11条 YFAには、必要に応じて、以下の種別委員会を設置することができる。

- (1) 1種委員会
- (2) 2種委員会
- (3) 3種委員会
- (4) 4種委員会
- (5) 女子委員会
- (6) シニア委員会
- (7) フットサル委員会
- (8) キッズ委員会

第12条 YFAには、必要に応じて、種別委員会の管轄のもと以下の連盟及びリーグを設置することができる。

- (1) 社会人リーグ連盟（1種委員会所属）
- (2) 大学連盟（1種委員会所属）
- (3) 自治体職員連盟（1種委員会所属）
- (4) 自衛隊連盟（1種委員会所属）
- (5) 専門学校連盟（1種委員会所属）
- (6) 高等専門学校連盟（1種委員会所属）
- (7) 高等学校体育連盟サッカー部（2種委員会所属）
- (8) クラブユース連盟（2種委員会、3種委員会所属）
- (9) 中学校体育連盟サッカー部（3種委員会所属）
- (10) フットサル連盟（フットサル委員会所属）

第13条 第10条、第11条及び第12条に基づき委員会等を設置する場合は、規約を整備し、委員名簿を添えてYFAに提出しなければならない。  
変更する場合も同様とする。

第14条 定款第20条の事務局により、事務局会議を構成する。なお、事務局会議の

- 審議には、事務局以外の理事、又はその他の者を出席させることができる。
- 2 事務局会議は、常務理事会に付議する事項を審議するほか、緊急の処理が求められる案件について審議、決定する。
- 第15条 規律・裁定委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。
- 2 委員長及び委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で公正な判断をすることができる者とする。
- 3 委員長及び委員は、理事会の決議によって選任する。
- 4 委員長及び委員は、本協会の理事及び監事を兼ねることができない。
- 5 委員長及び委員は非常勤とする。
- 第16条 規律・裁定委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 第17条 規律・裁定委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
- 第18条 YFAの運営のため、理事会の議決を得て以下の規程を定めるものとする。
- (1) 登録料（分担金）規程
  - (2) 旅費規程
  - (3) 事務局規程（予算の執行に関する事務局の取り扱い）
  - (4) 就業規程
  - (5) 退職金規定
  - (6) 公印管理規程
  - (7) 慶弔規程
  - (8) スポーツ振興くじ助成事業にかかる諸謝金等に関する規程
  - (9) 主催、共催、後援、協賛に関する規程
  - (10) 特定個人情報取り扱い規程
  - (11) 賃金規程
  - (12) 育児・介護休業に関する規程
- 第19条 YFAの運営のため、総会の議決を得て以下の規程を定めるものとする。
- (1) 会費に関する規程
  - (2) 報酬等に関する規程
  - (3) 資産の管理に関する規程
- 第20条 YFA運営のため、理事会の議決を得て書式を定めるものとする。

- (1) 委員会用予算決算書「YFA書式1号」
- (2) 事業用予算決算書「YFA書式2号」
- (3) 支払依頼書「YFA書式3号」
- (4) 領収報告書「YFA書式4号」
- (5) 委員会諸事項変更届「YFA書式5号」
- (6) 各事務局諸事項変更届「YFA書式6号」
- (7) 役員名簿変更届「YFA書式7号」
- (8) 収納確認済み登録料明細書「YFA書式8号」
- (9) 旅費精算書「YFA書式9号」
- (10) 旅費精算書(出張報告書)「YFA書式10号」
- (11) 源泉徴収集計表「YFA書式11号」
- (12) YFA領収書(個人→協会)「YFA書式12号」
- (13) YFA領収書(協会→個人)「YFA書式13号」
- (14) 主催申請書「YFA書式14号」
- (15) 共催申請書「YFA書式15号」
- (16) 後援申請書「YFA書式16号」
- (17) 協賛申請書「YFA書式17号」
- (18) あいさつ文(祝辞)掲載のお願い「YFA書式18号」
- (19) 競技会への物品協賛のお願い「YFA書式19号」
- (20) 共催、後援、協賛申請への承諾書「YFA書式20-1号」  
共催、後援、協賛許可申請書「YFA書式20-2号」
- (21) 役員委嘱状(本人用)「YFA書式21号」
- (22) 役員委嘱状(所属長宛)「YFA書式22号」
- (23) 選手派遣依頼(本人用)「YFA書式23号」
- (24) 選手派遣依頼(所属長宛)「YFA書式24号」
- (25) 業務委託契約書「YFA書式25号」
- (26) 業務契約書「YFA書式26号」
- (27) 請求書(業務完了報告書)「YFA書式27号」
- (28) 事業経費(立替金)領収書「YFA書式28号」
- (29) 特定個人番号提出依頼書(マイナンバー提出依頼書)「YFA書式29号」
- (30) 支払証明書「YFA書式30号」

第21条 本細則に定められていない事項については、JFAが定める倫理規範、関連規則、懲罰規程を準用する。